

大規模災害時における外国人観光客の
超広域避難に関する研究
報告書

中央日本四県

新潟県
長野県
静岡県
山梨県

令和7年3月

まえがき

2024 年 8 月 8 日に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

日本政府観光局（JNTO）が公表した訪日外客統計によると、2024 年の年間訪日外客数は 36,869,900 人（推計値）で、前年比では 47.1%増、2019 年比では 15.6%増と、過去最高であった 2019 年の 31,882,049 人を約 500 万人上回り、年間過去最高を更新した。

一方で、その外国人観光客を受け入れる側の自治体においては、予算やスタッフなどリソースが不足していることなどにより、災害時の外国人観光客対応をはじめ、事前準備についても地域防災計画に規定していない、もしくは対応部局が定まっていない自治体も多い。

また、観光関連事業者などにおいても外国人観光客に対応した災害対応マニュアルを用意していない事業者が多く、非常時の外国人観光客対応が課題となっている。

日本は、ユーラシアプレート、北アメリカプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの 4 つのプレートが交わる場所に位置し、世界的にも地震が多い国であり、ここ 30 数年間においても、2024 年 1 月に発生した能登半島地震など、震度 6 以上の地震の発生回数が増えており、具体的な対策の検討が急務となっている。

災害時の応急対応においては、住民と観光客、日本人と外国人に差別があってはならないが、言葉や文化が異なる外国人観光客に対して、日本人と同様に対応することは難しいため、外国人観光客の帰国支援について検討を行う必要がある。

このため、新潟県、長野県、静岡県、山梨県の中央日本四県は、関係省庁の協力を得ながら、大規模災害時における外国人観光客の超広域避難について、研究を行うこととした。

今後想定される南海トラフ地震をはじめとした大規模災害への対応を検討するにあたり、この報告書が全国の自治体の参考になれば幸いである。

もくじ

第1章 はじめに

- 1 本研究の意義と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 研究の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 本研究に当たっての前提（被害想定）・・・・・・・・・・ 6
- 4 国籍（出身地）別訪日外国人観光客数・・・・・・・・・・ 8
- 5 本研究のアプローチ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第2章 過去の災害対応事例

- 1 2011年東日本大震災・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 2016年熊本地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 2024年能登半島地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3章 先進事例や専門家意見、駐日大使館等へのヒアリング

- 1 沖縄県・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 観光庁主催 令和6年度観光危機管理セミナー・・・・・・・・・・ 22
- 3 駐日大使館等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章 各フェーズにおける現状と課題

- 1 情報提供フェーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - 1-1 現状
 - 1-2 課題
 - 1-3 対応
 - 1-4 今後必要な取り組み
- 2 特定フェーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - 2-1 現状
 - 2-2 課題
 - 2-3 対応
 - 2-4 今後必要な取り組み
- 3 帰国調整フェーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - 3-1 現状

3 - 2	課題	
3 - 3	対応	
3 - 4	今後必要な取り組み	
4	誘導・輸送フェーズ	3 2
4 - 1	現状	
4 - 2	課題	
4 - 3	対応	
4 - 4	今後必要な取り組み	
5	その他	3 6
第5章 発災後の対応フローと役割分担		3 7
第6章 総合考察		
1	考察	5 2
2	とりまとめ	5 2
3	今後の取り組み	5 4

第1章 はじめに

1 本研究の意義と目的

日本は世界的にもまれな災害多発国であり、今後も地震、台風、豪雨、火山噴火などの様々な自然災害が予想され、特に中央日本四県にとって影響の大きい南海トラフ地震の発生確率が高まっている。

南海トラフ地震は、広範囲に影響を与え、地震発生による津波や建物の倒壊などにより、死者数は32万人以上、経済的被害は171兆円を超える甚大な被害が予想されている。

また、日本は毎年多くの台風が上陸し、豪雨による災害も頻繁に発生していることに加え、多くの活火山が存在し、いつ噴火しても不思議ではない状況である。

自然災害は避けられないが、過去の災害における対応を振り返り、事前の備えと適切な対応によって少しでも被害を軽減させることが大切である。

2024年8月8日に南海トラフ地震臨時情報が発表された際、災害への備えの総点検を実施する中で、多数来訪している外国人観光客の帰国支援が課題の一つとして浮かび上がった。現在、外国人観光客に対しては、災害発生前後の対応マニュアルは整備されているが、帰国支援については具体的な検討がなされていない状況である。

様々な災害が想定されるが、本研究会では南海トラフ地震を念頭に、外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を実現するための具体的な支援策を検討する。

南海トラフ地震の発生時においては、東京国際空港や成田国際空港は大変な混雑が想定されるうえ、中部国際空港や関西国際空港は震源地に近い場合、空港自体の被災も想定される。こうした状況において、新潟空港や松本空港など南海トラフ地震の被害想定地域外にある空港を活用して、外国人観光客の早期帰国を支援できないか研究することとする。

本研究は、富士山の火山噴火や日本海側での大規模災害、さらには、日本人観光客の広域避難にも応用できると考えている。

外国人観光客の早期帰国を支援することにより、被災県では地域住民の支援や被災地の復旧・復興に注力できることが期待される。

また、本研究の成果が全国のモデルケースとなり、外国人観光客に係る防災対応力の向上に繋がっていききたい。

2 研究の体制

本研究会は、新潟県、長野県、静岡県、山梨県の中央日本四県の枠組みをベースとして、国の関係省庁も参画し、研究を行う。

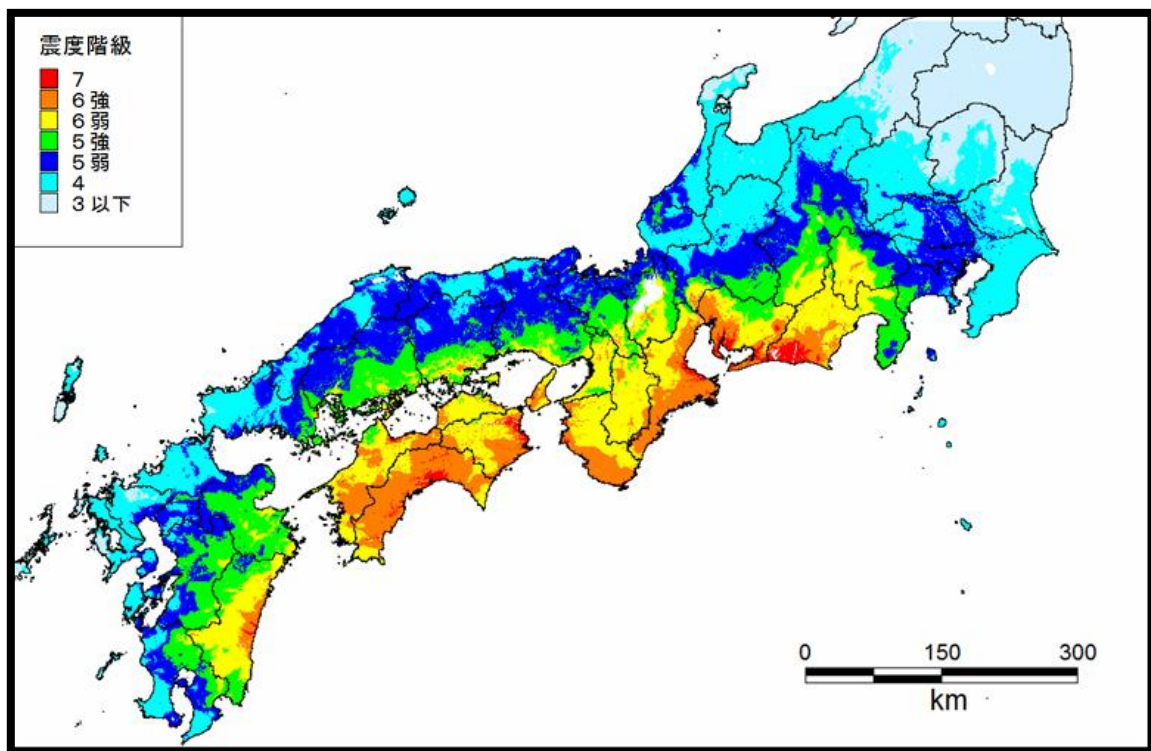


3 本研究に当たっての前提（被害想定）

大規模災害は、地震、風水害、火山噴火などの自然災害、テロ、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃災害等、様々なケースが想定される。また、発災場所によっても対応が大きく変わる。

今回の研究では、発生が懸念される南海トラフ巨大地震を想定し、山梨・静岡両県を「被災県」、新潟・長野両県を「応援県」とし、太平洋側から北上する避難路を想定する。

本研究結果を元に様々な災害のパターンへの応用を検討していく。



(中央防災会議防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ資料 震度分布図_陸側ケース)

■ 帰国が困難な者を次のとおり想定

	山梨県	静岡県	計
外国人観光客	約 8,900 人 ※ 1	約 8,800 人 ※ 2	約 17,700 人
およそ 1.8 万人の要支援者が想定される ※ この想定には、遠方からの国内観光客、宿泊を伴わない来訪者、在住外国人等を含んでいない。			

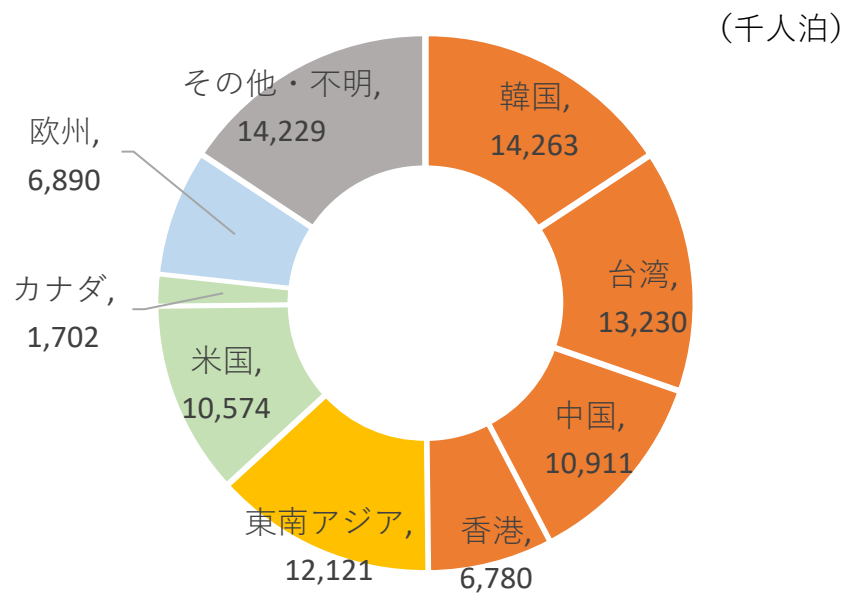
※ 1 27.6 万人（観光庁「宿泊旅行統計調査結果」における令和元年以降でもっとも外国人延べ宿泊者が多かった月（令和 6 年 8 月）の推計）÷ 31 日

※ 2 27.3 万人（観光庁「宿泊旅行統計調査結果」における令和元年以降でもっとも外国人延べ宿泊者が多かった月（令和元年 7 月）の推計）÷ 31 日

4 国籍（出身地）別訪日外国人観光客数

■全国

順位	国籍（出身地）	合計（人泊）
1	韓国	14,262,850
2	台湾	13,229,700
3	中国	10,911,410
4	米国	10,573,810
5	香港	6,779,950

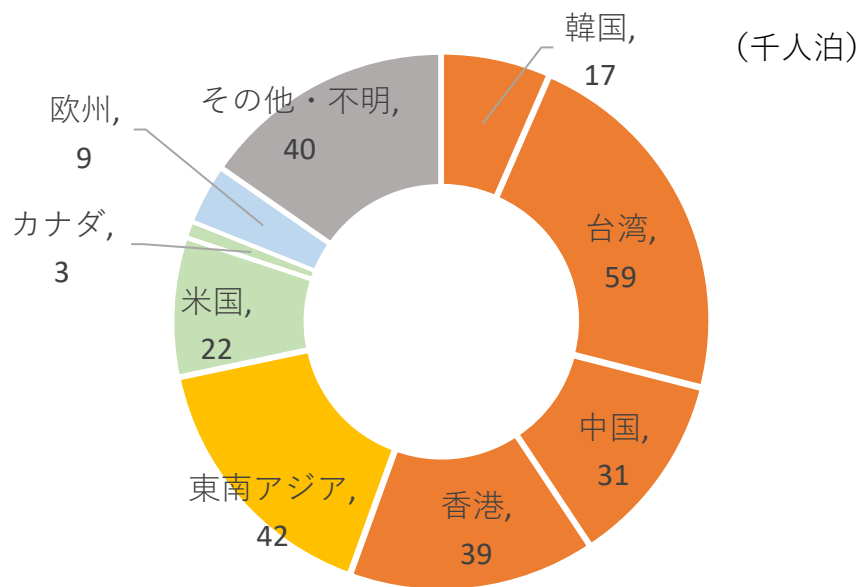


※「宿泊旅行統計調査（観光庁）『2023 年（令和 5 年）1 月～12 月分（年の確定値報告書）』」をもとに作成

※従業員数 10 人以上の施設に対する調査から作成。後記の四県も同様。

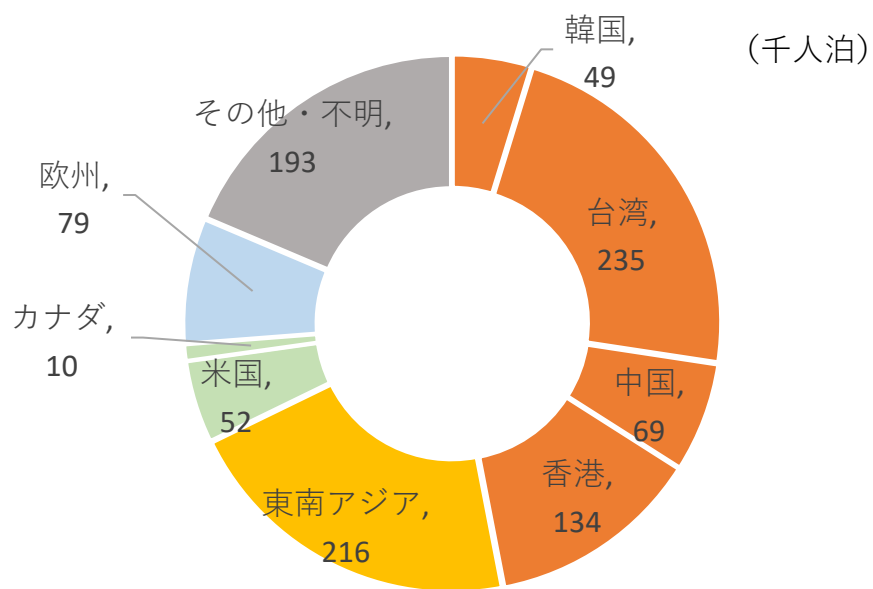
■新潟県

順位	国籍（出身地）	合計（人泊）
1	台湾	58,750
2	香港	38,900
3	中国	30,610
4	米国	21,980
5	オーストラリア	20,220



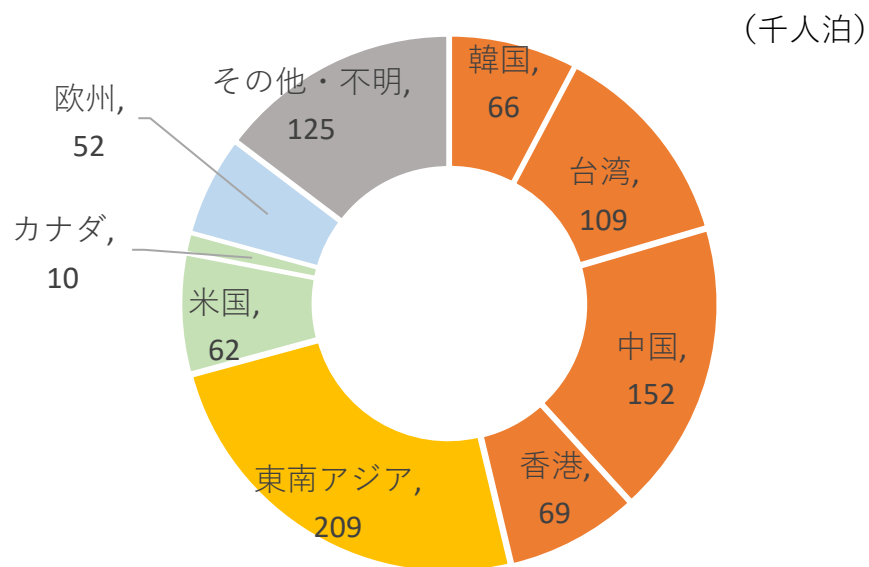
■長野県

順位	国籍（出身地）	合計（人泊）
1	台湾	234,570
2	香港	133,990
3	オーストラリア	85,810
4	タイ	78,590
5	中国	68,520



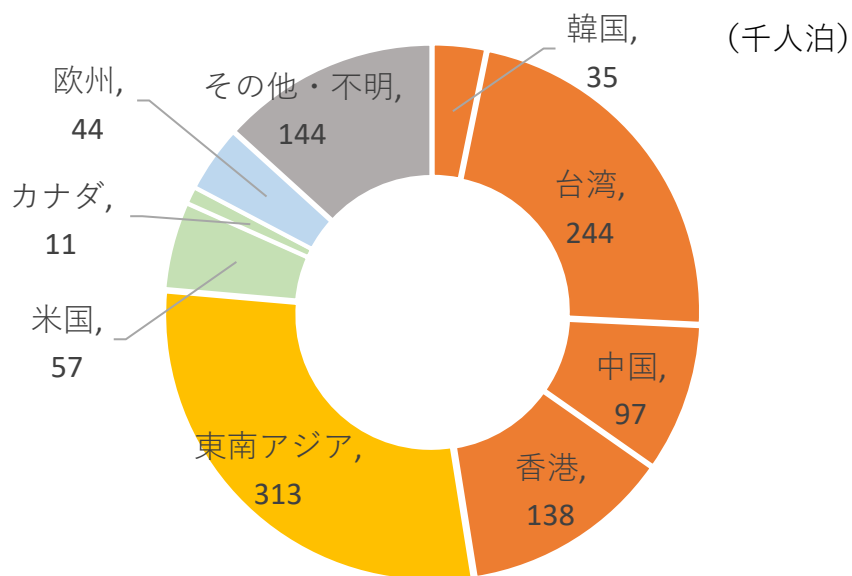
■静岡県

順位	国籍（出身地）	合計（人泊）
1	中国	151,880
2	台湾	108,520
3	香港	68,500
4	韓国	66,040
5	米国	61,960



■山梨県

順位	国籍（出身地）	合計（人泊）
1	台湾	243,990
2	タイ	144,420
3	香港	137,980
4	中国	97,090
5	米国	57,330



全国的にも、新潟県、長野県、静岡県、山梨県の4県においても、韓国、中国、香港、台湾等、東アジアから多く訪日していることがわかる。

5 本研究のアプローチ

本研究は、外国人観光客の円滑な帰国を実現するため、外国人観光客への情報提供、緊急帰国を希望する外国人観光客の特定、空港の利用などの帰国調整、空港やその周辺の民間施設までの誘導・輸送の4つのフェーズに分けて、外国人観光客の帰国支援に関する研究を行う。

フェーズ	研究事項
情報提供	- 外国人観光客向けに避難場所など避難情報の迅速かつ確実な提供 - 受け手の言語に対応した情報発信
特定※	- 外国人観光客の特定方法の確立 - 外国人観光客の国籍や氏名などの情報収集手段の検討
帰国調整	- 災害時の帰国手続きの簡素化 - 災害時の空港利用についての確認 - 駐日大使館等との調整
誘導・輸送	- 災害時のバスなどの輸送手段の確保 - 圏域を超えた広域輸送の場合の相互協力体制の構築 - 輸送オペレーションの確立 - 外国人観光客と合わせた、日本人観光客の誘導・輸送

※帰国を希望する外国人観光客の特定

第2章 過去の災害対応事例

1 2011年東日本大震災

(1) 対応

(福島県)

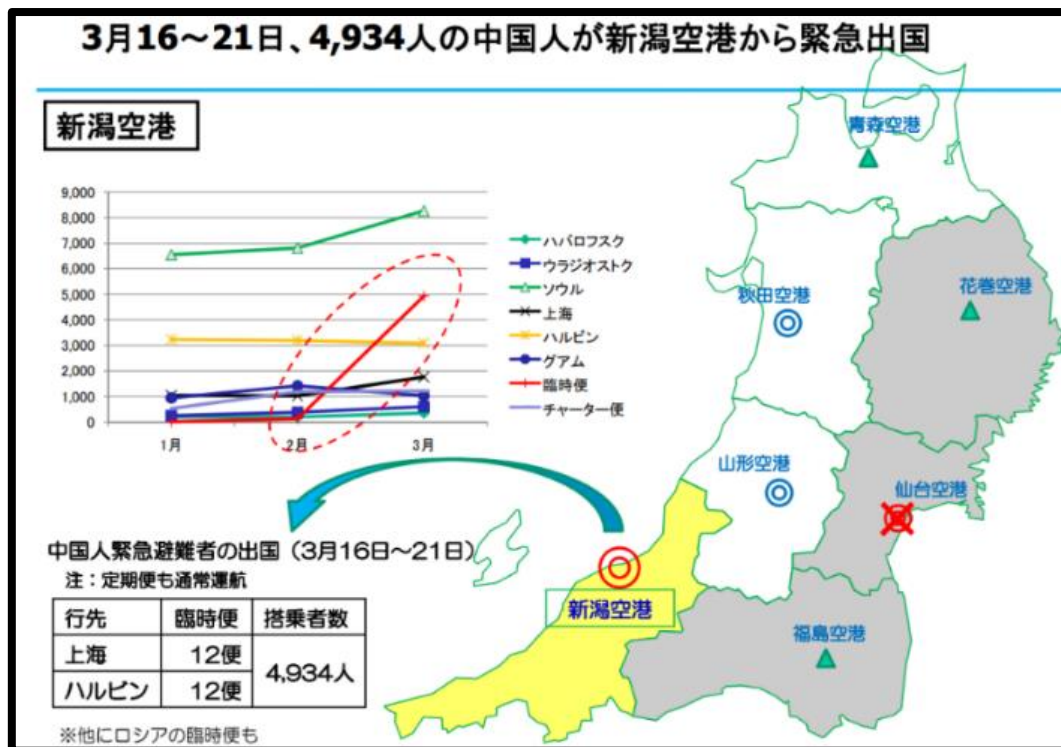
- ・ 対象を外国人に限定した対応はしなかった。
- ・ 平時から設置されている国際交流協会の相談窓口において随時相談に乗っていたが、特別な対応等はしなかった。

(宮城県)

- ・ 避難所に通訳を配置。
- ・ 県内に滞留していた外国人を含む帰宅困難者等に対しては、まずは宮城県外へ出てもらうため、山形県が手配したバスで山形県に移動してもらった。また山形県ホームページで関東方面への公共交通機関を紹介してもらい、宮城県ホームページからリンクさせた。
- ・ 外国人観光客の帰国に特化した支援は行わなかった。

(新潟県)

- ・ 中国総領事館からの要請を受け、宮城県、福島県を中心に中国人の帰国を支援（バスによる新潟空港への輸送等）。
- ・ 県及び新潟市は市内の体育館や産業施設を一時避難場所として提供したほか、食料や毛布等の手配、空港内での乗客の整理等を実施。



（新潟市作成資料）

（アメリカ）

- ・ 仙台から東京へのバス及び東京から台北への航空チャーター機を手配し、在日外交官の家族らが出国。

（フランス）

- ・ 在日フランス人に帰国もしくは日本の南部に避難するよう勧告する声明を発表し、帰国用にエール・フランス機を手配。

（中国）

- ・ ホームページ上で自国民を新潟から出国させる旨を表明。手配したバスにより自国民を宮城県や福島県から新潟県に輸送し、臨時便と定期便合わせて 29 便により 6 日間かけて約 6,000 人が新潟空港から出国。

※外国政府の対応については福島第一原子力発電所事故も関連した複合災害事故の対応であることに留意する必要がある。

(2) 課題

(宮城県)

- ・ 各種窓口に殺到した電話への対応に忙殺され、行政として本当に発信したい情報を発信することが困難な状況に陥った。

(新潟県)

- ・ 本事例は、中国総領事館からの要請により実施されたものであり、自治体の関与に関するルールは明確化されていない。
- ・ 各国の文化の違いなどを踏まえ、日本人と外国人で避難所を分けるのが望ましいとの意見があった。
- ・ 新潟県国際課職員が通訳として対応したが、複数の言語への対応を検討する必要がある。

※参考資料：宮城県（2023）『みやぎの 3.11 「現場編」』宮城県

2 2016 年熊本地震

(1) 対応

※熊本県による

(情報発信の対応)

- ・ 多くのアクセスでサーバーがダウンしないよう県ホームページの災害専用ページへの切り替え
- ・ 「平成 28 年熊本地震に関する情報」サイトを開設し、地震関連記事を集約し県民へ提供する体制を整備
- ・ SNS での情報発信

(外国人、観光客への対応)

- ・ 熊本市国際交流振興事業団による外国人被災者のための生活相談や避難所巡回によるニーズ把握、情報提供を実施
- ・ 駐日タイ大使館からの在熊のタイ人を母国へ帰国させるための手配ができないかとの相談を受け、民間会社のバスを手配し、地震による渋滞状況等を考慮したうえで、乗車場所、出発時間、福岡までのルートを設定。同大使館側に情報提供し、無事帰国するに至った。
- ・ 中華人民共和国駐福岡総領事からの要請により、福岡領事館へ助けを求めた中国人観光客の元へ、中国語が堪能な県職員を派遣し、心配事や希望、要望を聞き取り、福岡空港等へ移動するための支援を行った。

(2) 課題

- ・ 避難所等における外国人の避難状況について把握できず、メディアや駐日大使館等からの外国人の避難状況に係る問合せに対して、十分に対応できなかった。
- ・ 母国語で話ができないため、配給される食事の列に並ばずにインスタント食品ばかり口にするなど、不安を抱えたまま孤立した外国人避難者がいた。
- ・ 避難所での食事についてハラル等の対応ができないことを理由に、避難していた外国人がその避難所を出て行ったケースがあった。
- ・ 外国人旅行者等への避難情報等の提供が困難だった。
- ・ 宿泊施設等での旅行者に対する適切な情報提供や避難誘導等がなされて

いない所が存在した。

※参考資料：熊本県（2018）「平成 28 年熊本地震 熊本県はいかに動いたか
初動・応急対応編」ぎょうせい

3 2024 年能登半島地震

(1) 対応

※石川県による

- ・ 外国人観光客向けの対応は特段しなかった。
- ・ 冬季に発生した災害であったため、実態として外国人観光客は少なかったと思われる。また北陸新幹線等が早期に復旧したため、県内にいた外国人は自ら移動したと推測される。
- ・ 今後、石川県への旅行を検討している方向けに、県ホームページに当時の石川県の状況や JR ホームページのリンクを掲載した。

(2) 課題

- ・ 発災後の混乱により、外国人がどこに滞在しているか把握できない状況だった。

第3章 先進事例や専門家意見、駐日大使館等へのヒアリング

1 沖縄県

取り組みの参考にするため、全国に先駆けて観光危機管理計画を策定している沖縄県へ令和6年11月25日にヒアリングを行った。

(取組内容)

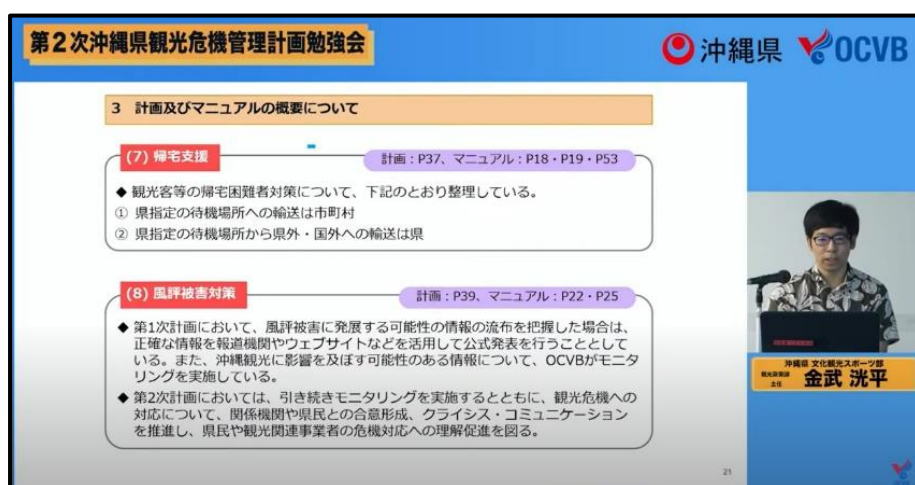
- ・ 沖縄県では平成27年3月に「沖縄県観光危機管理基本計画」を、平成28年3月に「沖縄県観光危機管理実行計画」を策定。
- ・ 観光産業に負の影響を与える観光危機に対し、県、市町村、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者、県民等の各主体が、連携を図りながら観光危機管理の役割と行動を認識し、各主体が連携して対応できる体制を構築。
- ・ 地域防災計画へ外国人観光客対応も位置づけているものの、具体的ではないため、観光危機管理計画やマニュアルで具体的な取り組みを行うこととした。
- ・ 防災部局が実施する総合防災訓練とは別に、観光部局も参加した観光客対応の訓練を行っている。
- ・ 令和4年3月に上記2つの計画を「沖縄県観光危機管理計画」に一本化するとともに、観光危機時に迅速な対応ができるよう、「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」を作成し、計画については5年ごとに、マニュアルについては定期的に実施する訓練や実際の危機対応を踏まえて、随時見直しすることとしている。
- ・ この中で、帰宅困難者の輸送フローを策定し、勉強会、図上訓練等を実施。

(課題)

- ・ 観光危機管理を推進するにあたり、人事異動による継承、ノウハウの蓄積の困難さ、行政の部局横断による連携の難しさが課題。沖縄観光コンベンションビューローは専任の職員も配置され比較的ノウハウが蓄積しやすいため、継続的に取り組めるようにしている。また、部局間の連携については、図上訓練を通じて、防災や交通部局も参加している。
- ・ 市町村で観光危機管理計画を策定するにあたり、「地域防災計画があるのに必要性を感じない」「予算がない」「何に取り組んだらよいかわからない」などの回答があったため、県主催の勉強会を開催し、理解促進の機会をつ

くるとともに、観光庁の補助事業の活用や、県事業で計画策定のアドバイザー派遣を実施し、現在は18市町村で計画を策定済み。

- 外国人観光客の滞在状況の把握等についてはCIQ（税関、主入国管理などの機関）と意見交換を行ったところではあるが、本省との調整もあり、具体的に進んでいない。また、駐日大使館等とも連携はしているが、十分なシミュレーションができていない状況。
- 空港に近い体育館を一時待機場所としているが、今後は北部のリゾート地からの一時待機場所の設定も検討している。一時待機場所の運営（場所借り上げ、宿泊物品の貸与、間仕切り、対応職員の配置等）は県が主体で運営する計画としている。他県の自治体においては、警備会社と協定を結び、施設の運営を委託している例もあると承知しており、沖縄県でも外部への委託を検討している。
- 外国人観光客の一時待機場所までの輸送について、現段階で協定はなく、具体的な検討はできていない。那覇市ではタクシー協会と協定を結んでいるため、一時待機場所までの輸送を依頼することは可能。
- ホテルで所有している車両の活用は今後の検討課題。
- 外国人観光客を輸送する際の通訳の同乗は現段階でそこまで検討が進んでいない。災害サポーターなどのボランティアもいるが、被災者になる可能性もあるため、ボイストラなどの翻訳アプリの活用も必要と認識。
- 羽田への輸送を想定した図上訓練は実施しているが、実地訓練や外国人をターゲットとした訓練は行っていない。



（沖縄県では随時、観光危機管理に関する勉強会、図上訓練等を実施）

2 観光庁主催 令和6年度観光危機管理セミナー

観光危機管理の日本における第一人者として講師を務めた観光レジリエンス研究所代表 高松正人氏よりアドバイスをいただいた。

(確認事項)

- ・ 外国人観光客の帰国支援の参考になる事例について

(高松氏)

- ・ 熊本地震の際、由布市や別府市に滞留した外国人について、福岡の領事館が動いて帰国支援した例がある。
- ・ 駐日大使館・領事館等は自国民の保護を所掌しているので、巻き込んで対応していくとよい。駐日大使館等だけでは通訳等の用意ができない場合、職員が添乗したりする支援も考える必要がある。
- ・ また、関空が台風で閉鎖された際も大阪の領事館がいち早く動いてバスを出した。訓練も空港内にデスクを設けて行っている。
- ・ 県がすべてを対応するのは不可能なので、駐日大使館・領事館等とも連携し、県は地元バス事業者とも連携しながら、あらかじめ通行するルートを決めてシミュレーションしたりするとよい。

3 駐日大使館等（途中経過）

第1章の4「国籍（出身地）別訪日外国人観光客数」の結果をもとに、訪日が多い国および地域に対してヒアリングを実施した。

※順序は「国・地位別コード表（経済産業省）」を参考に掲載

◆大韓民国

【過去の災害時に自国民を国外に避難させた事例】

- ・ 新型コロナウイルスが発生した際に、クルーズ船に乗っていた自国民を韓国軍用機で帰国させた。

【大規模災害発生時に自治体に求める支援・関与】

- ・ 災害に関する最新の状況の提供
- ・ 自国民がどこに避難しているかの情報提供

◆中華人民共和国

【大規模災害発生時に自治体に求める支援・関与】

- ・ 避難施設に集まった自国民に関する情報提供
- ・ 避難場所と避難物資の確保
- ・ 帰国意欲のある自国民の集約、輸送

◆台湾

【大規模災害発生時に自治体に求める支援・関与】

- ・ 安全ルートの確保と交通手配の支援
- ・ （旅券が水没や焼失された場合）罹災証明書などの書類発行
- ・ 大使館からの安否確認やアナウンスを自国民が随時受け取れるための協力

◆タイ

【過去の災害時に自国民を国外に避難させた事例】

- ・ 東日本大震災時に大使館の HP を用いて、自国民に情報発信をし、千葉県成田市内にあるタイの寺院に自国民を集め、バス会社に輸送してもらった上で、軍用機（タイ政府）で出国
- ・ 熊本地震の際は、別府アリーナや熊本大学に自国民を集めて、バス会社に依頼し、福岡県のグローバルアリーナや福岡空港まで避難や輸送をした。（航空会社の手配はしていない）

【大規模災害発生時に自治体に求める支援・関与】

- ・ 外国籍にもアクセスし易い情報発信（例えば、避難場所、支援物資の配布場所など）
- ・ 多言語での情報発信、及び多言語対応可能な問い合わせ先
- ・ 避難や支援を求めている外国籍の情報提供（国別）

第4章 各フェーズにおける現状と課題

1 情報提供フェーズ

1-1 現状

【想定している災害時の情報発信方法】

- ・ 災害多言語支援センター
- ・ 県ホームページ、SNS、県公式災害アプリ
- ・ 観光庁監修の訪日外国人旅行者向け災害情報提供アプリ「Safety tips」

➤ 各県における現在の運用は主に在日外国人を対象としたものであり、外国人観光客に対して十分有効な情報提供手段ではない可能性がある。

1-2 課題

- ・ Safety tips のダウンロードは任意であることから、本アプリの存在を知らない、もしくは利用していない外国人観光客が一定数いる可能性があり、ダウンロードしていない人に対してはアプリ経由で発信される情報が行き渡らない。
- ・ Safety tips で発信される情報には一時滞在施設（※）に関するものは含まれないため、発信方法を検討する必要がある。
- ・ 発災後、情報発信ができるようになるまで一定の時間を要する（災害の規模の把握、道路や公共交通機関の被災状況の把握、各国大使館等との調整などには一定の時間が必要）。
- ・ 情報の発信元が分散していると外国人観光客にとっては情報を入手しにくいいため、情報を一元的に発信した方が効果的。
- ・ 情報発信の方法は、国も関与した全国統一的な手法を検討することが重要。

※外国人観光客を集約し、特定（国籍や帰国希望等）するために被災県が設置する施設

1-3 対応 [担当機関：被災県]

- ・ 発信したい情報の内容及び手段の整理

【発信する情報の内容】

- (1) 災害の規模及び被害状況に関する情報（災害規模/具体的な被災地域/滞在施設の被害状況/今後の見通し等）
- (2) 災害時にとるべき行動に関する情報（安全確保及び避難に向けて、どのような行動をとる必要があるのか等）
- (3) 交通運行状況に関する情報（宿泊場所・空港までのアクセスやフライト情報等）
- (4) 一時滞在施設に関する情報（どこに、どのように行けば良いのか等）

⇒これらにより一時滞在施設に外国人観光客を集約させ、帰国を希望する外国人観光客の特定に繋げる。

【情報提供の手段】

一元的な情報発信のため、県が発信した情報を以下の手段で外国人観光客へ提供する。

- (1) 県ホームページ等による情報提供
災害対策本部（県）から発出された災害情報を収集・翻訳し、HP や SNS で発信
- (2) Safety tips を活用した情報提供
県から発出した情報を Safety tips でも発信
- (3) 関係機関（国、駐日大使館等など）を通じた情報提供
県から発出した情報を国や駐日大使館等に周知し、外国人観光客からの問い合わせに対して回答してもらうよう依頼
- (4) 観光地や駅のデジタルサイネージによる情報発信
県から発出された情報を観光地や駅のデジタルサイネージで発信してもらうよう依頼
- (5) 旅行会社や宿泊事業者を通じた情報提供
県から発出した情報を旅行会社や宿泊事業者に周知し、外国人観光客からの問い合わせに対して回答
- (6) 多言語支援ツール（配布物や掲示物等）による情報発信

1－4 今後必要な取り組み

- ・ 「Safety tips」を通じた一時滞在施設の発信。

- ・ 外国人観光客への「Safety tips」の普及促進に向けた、入国時等にアプリをダウンロードしてもらうための仕組みづくり。
- ・ 発信する情報（主に一時滞在施設に関する情報）の具体化、事前のテンプレート化及び多言語化。
- ・ 駐日大使館等に訪日している自国民に対して一時滞在施設の情報を効果的に発信してもらうための仕組みを構築。

2 特定フェーズ

2-1 現状

- ・ 外国人観光客は交通手段や行動パターンが多様であり、大規模災害発生時に外国人観光客がどこにどのように避難をしているか把握する体制が整っていない。

2-2 課題

- ・ 大規模災害発生時に外国人観光客が避難するための滞在施設が明確化されていない。
- ・ 避難した外国人観光客とコミュニケーションをとる方法が限定的であり情報の聞き取りが困難。
- ・ 外国人観光客に関する情報の取扱い、集約方法が決められていない。

2-3 対応〔担当機関：被災県、市町村、国〕

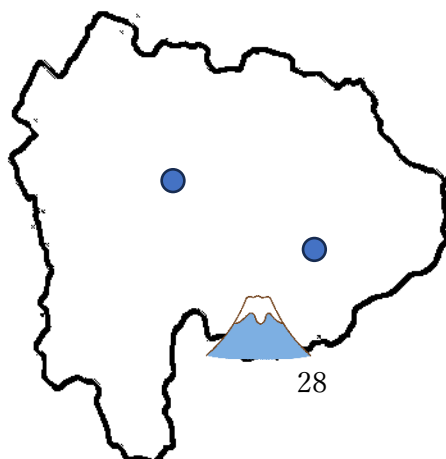
- ・ 一時滞在施設を設けて外国人観光客を集約し、外国人観光客の国籍や氏名などの情報を災害多言語支援センター等と連携して収集する。
- ・ 一時滞在施設の設置場所・方法については、各県の地理的状況などによって異なる。

想定される一時滞在施設のパターンは以下のとおり。

(1) 集約型一時滞在施設（※）

一定期間は滞在が可能な施設を想定し、外国人観光客向けに指定避難所とは別に設置し、外国人観光客の情報を集約する。

山梨県では、外国人観光客の来訪が多い富士山を抱える郡内地域と県庁所在地がある国中地域の2カ所に県が設置することを予定している。



※後述(2)(3)の一時滞在施設と同様に行き先が決まるまで外国人観光客への基本的な生活支援を受けられることを想定し、情報収集や安全の確認を行うための施設

(2) 避難所一体型一時滞在施設

災害時に外国人観光客を含む帰宅困難者は市町村が設置する指定避難所に避難するように周知し、それぞれの避難所で外国人観光客の情報を集約する。

(3) 宿泊施設滞在型一時滞在施設

宿泊施設に滞在する外国人観光客は被災地域外への移動の安全が確認できるまでは、自らが宿泊している施設に滞在してもらうことを想定し、各宿泊施設と連携して情報を集約する。

2-4 今後必要な取り組み

- ・ 各県の状況に応じた一時滞在施設の選定。
- ・ 一時滞在施設の運営方法や特定情報の集約方法を整理。

3 帰国調整フェーズ

3-1 現状

- ・ 過去の大規模災害時における空港利用にあたっては、被害を受けた空港であっても直ちに復旧・復興が行われ運用可能となっている。

【東日本大震災時の空港の復興事例】

	空港への被害	運用状況
仙台空港	【基本施設・庁舎等】 ・ 空港の冠水 ・ 庁舎 1 階部分等に浸水 【旅客ターミナルビル】 ・ 旅客ターミナルビルの浸水	・ 3 月 11 日：空港閉鎖 ・ 3 月 16 日：一部運用再開（救援機のみ） ・ 4 月 13 日～：民航機（臨時便） <u>運航再開</u>
花巻空港	【旅客ターミナルビル】 ・ 床のクラック ・ 排煙口、空調吹出口、照明器具の落下 ・ 変圧器の故障	・ 3 月 11 日：運航再開 ・ 3 月 16 日：臨時便の運航開始 ・ 3 月 17 日～：民航機（定期便） <u>運航再開</u>
山形空港	【基本施設・庁舎等】 ・ 航空局庁舎に一部破損 【旅客ターミナルビル】 ・ 商用電源廃止	・ 3 月 11 日：空港閉鎖 ・ 3 月 12 日：運用再開 ・ （同日より、定期便、臨時便） <u>運航</u>
福島空港	【基本施設・庁舎等】 ・ 管制塔窓ガラス破損	・ 3 月 11 日～：民航機（定期便） <u>運航継続</u> ・ 4 月 27 日～：管制塔での業務再開
茨城空港	【旅客ターミナルビル】 ・ ターミナルビル中央部分の天井落下、柱のクラック	・ 3 月 14 日～：民航機 <u>運航再開</u>

- ・ 加えて、第 217 回通常国会に、「航空法等の一部を改正する法律案」の提出が予定されているが、当該法案が成立すれば、国における地方管理空港

等の工事代行・権限代行制度が創設され、空港の復旧・復興について一層の強化が図られる見通しである。

- ・ 前述のとおり、東日本大震災時には新潟市内に開設された中国総領事館が自国民救出に動いており、宮城県、福島県を中心に中国人を 6 日間かけて約 6,000 人、臨時便と定期便合わせて 29 便により帰国させており、熊本地震時においても、同様に駐日タイ大使館、駐福岡中国総領事館が自国民の帰国に向けて尽力している。

3-2 課題

- ・ 県と駐日大使館等の間に有効な連絡手段が確立されていないため、災害時に各国の動きが見えにくくなっている。
- ・ 松本空港は国際定期便がなく、CIQ も常設されていないため、緊急的な国際線の運航は困難。また、立地上の制約から就航できる航空会社（機材）も限られる。

3-3 対応〔担当機関：被災県、応援県、国、駐日大使館等〕

- ・ 外国人観光客の帰国便について、空港毎に役割分担を行う
 - 新潟空港は国際線の運航
 - 松本空港は新千歳空港や福岡空港への国内線を利用した帰国ルートの調整
- ・ 訪日観光客が多い国・地域の駐日大使館等を中心に自国民の帰国に向けてどのような支援が必要なのか確認

3-4 今後必要な取り組み

- ・ 駐日大使館等にヒアリングを実施した上で、帰国オペレーションをサポートする体制の構築

4 誘導・輸送フェーズ

4-1 現状

- ・ これまでは自国民保護の観点から駐日大使館等が主体となり、自国民に関する情報の収集や帰国に向けた輸送手段の手配などを行ってきた。
- ・ 大規模災害時の誘導・輸送については、各県において交通事業者と緊急輸送に関する協定や合意に基づく協力関係が構築されている。

例) 新潟県、山梨県：バス協会・タクシー協会と緊急輸送の協定を締結

長野県：鉄道会社、バス会社等指定公共機関及び指定地方公共機関の
災害時における協力に関する事項を、県地域防災計画で規定

静岡県：バス協会及び国立清水海上技術短期大学校と災害時の輸送等
に関する協定を締結

- ・ 災害時には一時的な道路渋滞が発生する可能性はあるものの、使用する経路の検討や通行証の発行（緊急通行車両の登録）など事前に準備ができていれば、南海トラフ地震発生時には静岡県及び山梨県から長野県、新潟県への移動に大きな影響はないと想定される。
- ・ 輸送中及び輸送前後における外国人観光客への物資等の提供並びに輸送時の交通手段に使用する燃料の確保については、県から依頼する場合は現状の協定等で対応可能。
- ・ 国内からの観光客等、日本人の帰宅困難者の誘導・輸送については、外国人観光客の誘導・輸送と同様のスキームで対応可能と考えられるが、引き続き検討していく。

4-2 課題

- ・ 各国大使館等が関係各所にアプローチしているものの、現状のように様々な国からの訪日客がかつてない規模で訪れていることを考慮すると、駐日大使館等及び受入側（交通事業者等）の負担が懸念される。また、連絡系統が十分確立されておらず、混乱が想定される。
- ・ 交通事業者との現状の協定や合意においては、外国人観光客の帰国支援や県境を越えた広域的な支援が明確化されておらず、一時滞在施設への外国人観光客の輸送主体・手段が明確化されていない。

- ・ 外国人を輸送することを踏まえ、輸送時の多言語対応や運転手の補助を行う人員の確保が必要。
- ・ 円滑な連絡調整を図るための関係機関の連絡窓口及び連絡体制について、通常の災害対応以上のものは整備されておらず、具体的なマニュアルの整備や訓練が必要。

4－3 対応〔担当機関：被災県、応援県、市町村、駐日大使館等〕

- (1) 駐日大使館等と直接連絡を行う窓口担当部局との情報伝達方法を確認する。
- (2) 県としては、輸送手段の確保を支援するため、以下のとおり関係機関と協力体制を構築する。
 - ・ 一時滞在施設への輸送については、市町村設置避難所からの輸送も想定されることから、市町村が主体となって県内の一時滞在施設へ輸送するための協力体制を市町村と構築する。ただし、市町村のみではマンパワーに不足があるため、県としてもバス協会やタクシー協会等との協力関係に基づき、輸送の支援を行う。
 - ・ 一時滞在施設から空港までの輸送については、各県がバス協会と広域輸送に関する協力体制を構築・確認するとともに、鉄道が利用可能な場合、必要に応じて鉄道駅と空港を結ぶバスの増発等による他の交通手段の確保も検討する。
 - ・ 市町村と連携し、輸送希望者が搭乗するまでの一時待機場所（空港周辺の宿泊施設等）の受入可否を確認する。
- (3) 輸送時の多言語対応や運転手の補助を行う人員の確保に向けて、輸送補助に関する協力団体等（例：旅行会社、国際交流団体等）との協力体制を構築する。

4－4 今後必要な取り組み

- ・ 関係各所との連絡調整や外国人観光客の優先順位付けについては、運営マニュアルによる円滑なオペレーションを確立するとともに、訓練を実施する。

- ・ 駐日大使館等の業務を確認するとともに、共通のプラットフォームを用いて、一時滞在施設から空港へ輸送する避難者の情報を県、国、駐日大使館等が閲覧できる体制を構築する
- ・ 国内からの観光客等、日本人の帰宅困難者の誘導・輸送については、外国人観光客の誘導・輸送と同様のスキームで対応可能と考えられるが、引き続き検討していく。

＜誘導・輸送 WG では、「被災県」「応援県」における役割を以下のとおり整理した。今後、引き続き検討を加え、体制の確立を目指す。＞

フェーズ	被災県（山梨県・静岡県）	応援県（新潟県・長野県）
平時における 事前準備	◆ 各県とバス・タクシー協会等、輸送関係団体・事業者と広域輸送に関する協力関係の構築・確認 ◆ 輸送時の多言語対応や運転手の補助を行う人員の確保に向けて、各県と輸送補助に関する協力団体等（例：旅行会社、国際交流団体等）との協力体制の構築	
	◆ 一時滞在施設への輸送について、市町村との間で、県内一時滞在施設への輸送の協力体制の構築（ただし、市町村のみではマンパワー不足があるため、県としてバス協会やタクシー協会等との協力関係に基づき、輸送支援を実施） ◆ 駐日大使館等と輸送に関する情報共有ができる体制の構築	◆ 鉄道が利用できる場合に備え、最寄り鉄道駅から空港へのバス輸送事業者と輸送手段確保（バス増発可否）について確認
	◆ 関係各所との連絡調整や外国人観光客の優先順位付けについて、運営マニュアルによる円滑なオペレーションを確立するとともに、関係機関による訓練を実施	

フェーズ	被災県（山梨県・静岡県）	応援県（新潟県・長野県）
被災場所から一時滞在施設への輸送	◆ 国、市町村と連携して被災状況や道路啓開計画を踏まえた帰国・帰宅優先順位付けなどの対応方針を決定 ◆ 輸送補助に関する協力団体等（例：旅行会社、国際交流団体等）へ輸送補助の協力を依頼 ◆ 市町村、県から依頼を受けた輸送補助に関する協力団体等は、バス・タクシー協会、観光関連団体・事業者等と連携し、観光客の県内一時滞在施設への輸送を実施	◆ 広域輸送に向けた情報収集を実施 ◆ 広域輸送に向け、バス協会等へ協力に向けた準備を要請 ◆ 市町村と連携し、輸送希望者が搭乗するまでの一時待機場所（空港周辺の宿泊施設等）の受け入れ可否を確認 ◆ 鉄道が利用できる場合に備え、最寄り鉄道駅から空港までの輸送手段を確保（必要に応じバスの増発等） ◆
一時滞在施設から空港・周辺施設への輸送	◆ 輸送補助に関する協力団体等へ、輸送補助の協力を要請 ◆ バス協会等へ観光客の新潟・松本空港（及び周辺施設）への輸送を要請 ◆ 応援県へバス等による応援輸送を要請 ◆ 避難者に関する情報について、駐日大使館等と情報共有を実施 ◆ （被災県内における）生活協同組合や食料品店、飲食店等へ輸送に係る燃料の確保、トイレの提供、食料品・飲料水等の確保について協力を要請 ◆ 警察と連携して、輸送車両について、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける。	◆ 輸送補助に関する協力団体等へ、応援輸送補助の協力を要請 ◆ 被災県からの要請に基づき、バス協会等に対して、山梨県・静岡県の県内一時待機場所から新潟・松本空港（及び周辺施設）まで観光客の応援輸送を要請 ◆ 被災県へ応援輸送の手配状況を連絡 ◆ 必要に応じ、鉄道が利用できる場合の最寄り鉄道駅から空港までのバス増発を要請 ◆ 被災地に侵入する場合、警察と連携して、輸送車両について、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける。 ◆ 輸送希望者が搭乗するまでの一時待機場所（空港周辺の宿泊施設等）を紹介

5 その他

【避難所からの避難情報の集約方法について】

5-1 現状

- ・ 現在の避難所の情報共有方法については、エクセルの統一様式にて、市町村設置避難所→市町村災害対策本部→県災害対策本部→国災害対策本部の順に E-Mail にて報告する体制（避難所の開設状況調査）となっている。

5-2 対応〔担当機関：被災県、国〕

- ・ 一時滞在施設で入力した情報を県、国、駐日大使館等が閲覧できる共通プラットフォームの運用が理想。
- ・ 例えば、現在内閣府で取り組みを進めている共通 ID を活用し、国の防災システムと都道府県の防災システムとで情報を共有し、市町村が都道府県のシステムに避難所の開設時期や避難者の人数などを入力することで、国や県、駐日大使館等が情報を瞬時に共有できる体制を構築することが必要。

【宿泊施設からの避難情報の集約方法について】

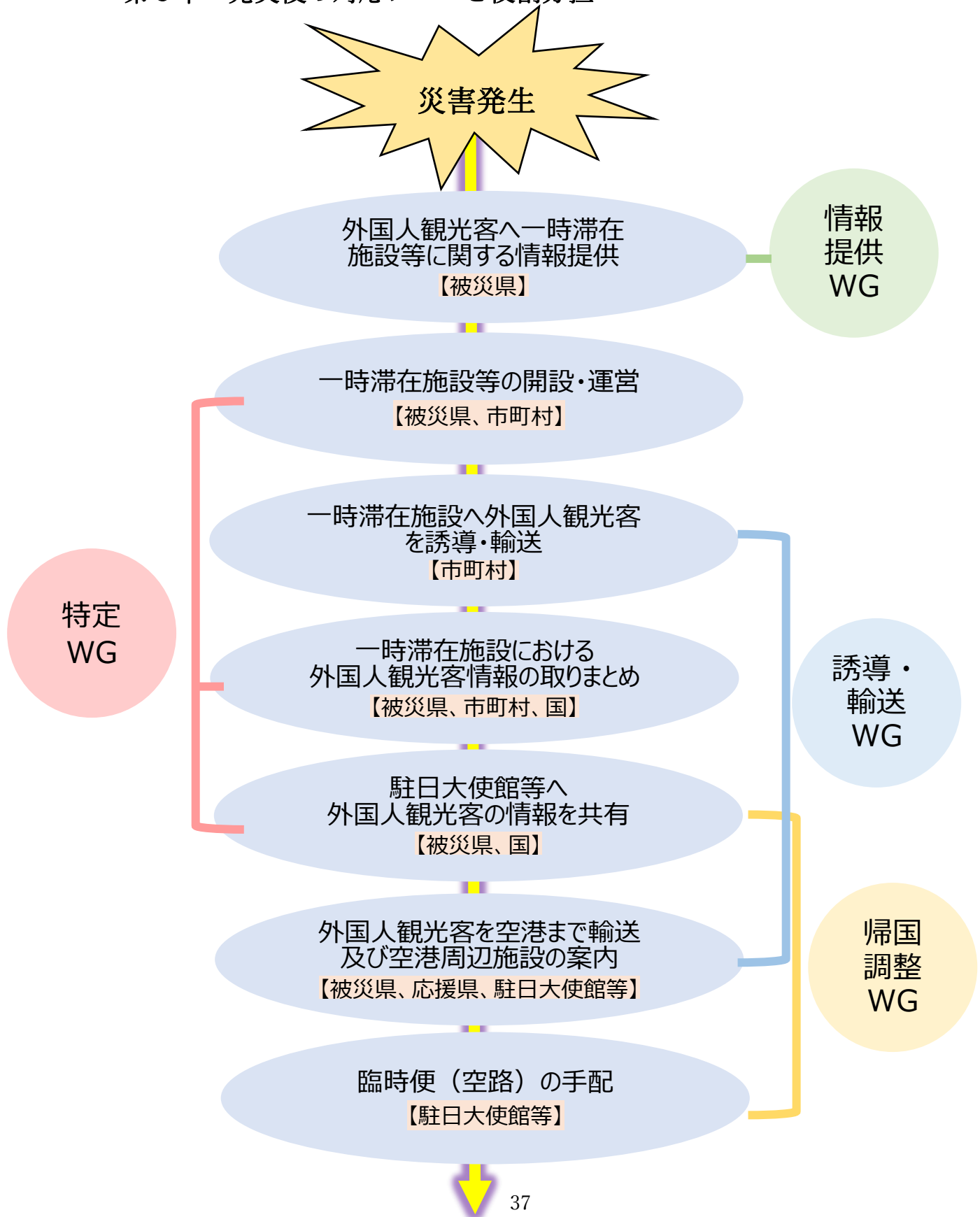
6-1 現状

- ・ 現在、外国人観光客の避難情報の宿泊施設からの集約については、仕組みが整えられていない。

6-2 対応〔担当機関：被災県、国〕

- ・ 宿泊施設から情報を集約する場合、宿泊施設が入力した情報を自治体等が確認できるプラットフォームを構築することが望ましい。
- ・ 例えば、参考になるのは一般社団法人日本旅行業協会（以下、「JATA」という。）が運用をしている観光産業共通プラットフォーム。
- ・ 当該プラットフォームは宿泊施設が入力した被災状況を自治体、旅行会社等が確認できる仕様となっており、能登半島地震で効果を発揮したが、同様の仕組みで外国人観光客の情報を把握するのが効率的と考える。

第5章 発災後の対応フローと役割分担



○役割分担にあたって

我が国の災害対策は災害の予防、大規模な災害が発生するおそれがある場合又は発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっていることに加え、発災後の応急期における応急救助に対応するため災害救助法が適用可能となっている。

本研究においては、都道府県知事等が「法定受託事務」として実施する災害救助法に基づく救助を前提とし、本章では、これまで想定されていなかった外国人観光客の救助や避難等について、暫定的に現行法令等に対応させるものとする。

外国人観光客へ一時滞在
施設等に関する情報提供

情報
提供
WG

災害発生時の駐日大使館等への一時滞在施設等に関する情報提供

◆実施主体

都道府県

◆根拠法令

【災害対策基本法】

(都道府県知事のお知らせ等)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

一時滞在施設等の開設・運営

特定
WG

【1】指定避難所による受け入れ

◆実施主体

市町村

◆根拠法令

【災害救助法】

(救助の対象)

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

【災害対策基本法】

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護す

るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

◆財源：災害救助費負担金

【災害救助法】

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八 学用品の給与

九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

(国庫負担)

第二十一条 国庫は、都道府県等が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第二十三条において同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

【2】宿泊施設での受け入れ

◆実施主体

- ①元々宿泊者だった者が宿泊期間を延長した場合：旅行者本人
- ②都道府県が宿泊施設に設置した場合：都道府県

◆財源（②の場合）：災害救助費負担金

【災害救助法】

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

【災害救助費負担金交付要綱】

第2表

3 対象経費

救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げるものに限る。

職員手当（時間外勤務手当）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託費

◆参考資料

「災害時における外国人旅行者の安全・安心確保のための体制構築についてのガイドライン」抜粋（国土交通省中部運輸局（令和4年3月））

第2章 初動対応…発災後初動期に対応すべきこと

2-2 ゼロ・アワー後：自らの身を守った後の避難誘導

（2）民間宿泊施設の活用による避難環境の確保

○事前協定等に基づく民間宿泊施設への避難誘導

- ・多数の外国人旅行者が来訪する主要観光地については、公的避難所だけでの対応では限界があると思われるため、外国人旅行者の宿泊対応を行う民間宿泊施設への避難誘導を行うことが重要です。
- ・前述しているように、既に一部の観光地では、地方自治体と宿泊関係団体もしくは宿泊施設との間で、「避難者を受け入れる協力協定」を締結しています。

こうした事例を参考に、外国人旅行者の受入対応する民間宿泊施設を地域で事前に情報共有し、これら施設への避難誘導を行う準備を進めましょう。

- ・なお、民間宿泊施設の活用方法は、単に客室への避難誘導だけでなく、宴会場や会議室、ロビーなどの空間利用も想定できます。個別施設毎に避難誘導の考え方は異なりますので、協定締結を通して、個別の受入ルールを調整しておくことも重要です。

○民間宿泊施設での受入時の運用ルール（費用負担・食料等備蓄物の供給など）

- ・公的避難所への避難誘導後、公的避難所の施設利用や食料等備蓄物の調達費用は、原則地方自治体負担となります。
- ・公的負担の原則に沿えば、民間宿泊施設での外国人旅行者の受入に伴う施設使用費用や食料等の物資提供に係る調達費用の一部は、地方自治体が負担すべきとなります。
- ・民間宿泊施設での受入は、被災前後に当該民間宿泊施設の利用者が延泊するケースも想定されるため、この場合の避難受入費用を宿泊施設と旅行者間の利用契約に基づき精算するケースが想定されます。他方で、当該宿泊施設の利用はしておらず、被災後に避難し、宿泊施設のロビー等の指定箇所を使用するような場合には、避難者から施設使用費用や食料等の物資提供に係る調達費用の負担を直接求めるのは望ましくありません。
- ・民間宿泊施設側の受入可能人数に対して、外国人旅行者等の避難者数を配分する調整方法も円滑な避難誘導のためには、事前にルール化しておくことが重要です。
- ・こうした受入時の運用ルールを地域の関係者にて事前に調整しておき、外国人旅行者を受け入れることが重要です。

【3】一時滞在施設の設置・受け入れ

◆実施主体

都道府県

◆根拠法令

【災害救助法】

(救助の対象)

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

- 2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

◆財源：災害救助費負担金

【災害救助法】

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

四 医療及び助産

五 被災者の救出

六 被災した住宅の応急修理

七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八 学用品の給与

九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

(国庫負担)

第二十一条 国庫は、都道府県等が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第二十三条において同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

一時滞在施設へ外国人観光客
を誘導・輸送

誘導・
輸送
WG

指定避難所やその他の場所から一時滞在施設への輸送

◆実施主体

市町村（都道府県（被災都道府県）もサポート）

◆根拠法令

【災害対策基本法】

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

◆参考資料

【防災基本計画】

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- ・国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮するとともに、世界における我が国経済の信用力を強化する観点からも、我が国の中枢機能を担う大都市圏等における防災体制を強化する必要がある。

一時滞在施設における
外国人観光客情報の取りまとめ

特定
WG

◆実施主体

市町村、都道府県、国

◆根拠法令等

【災害対策基本法】

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

【防災基本計画】

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

○市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。

駐日大使館等へ
外国人観光客の情報を共有

特定
WG

帰国
調整
WG

◆実施主体
都道府県、国

◆根拠法令等

【災害対策基本法】

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

【防災基本計画】

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

○市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。通信の途絶等により都道府県に報告できない場合は、直接国〔消防庁〕へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など

住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）
に連絡するものとする。

外国人観光客を空港まで輸送 及び空港周辺施設の案内

誘導・
輸送
WG

◆実施主体

駐日大使館等

◆参考資料

「災害時における外国人旅行者の安全・安心確保のための体制構築についてのガイドライン」抜粋（国土交通省中部運輸局（令和４年３月））

序章 本ガイドラインについて

序－１ 趣旨

５．本ガイドラインで対象とする「外国人旅行者」とは？

（１）外国人（旅行者）の身を守る主体とは？

・・・国民保護と観光地のおもてなし

外国人が海外において災害に遭遇した際に、国民の安全を保つのは「国の責務（国民保護）」であることから、外国人旅行者が災害時に避難行動を行う時の避難先・相談者は、「各国の公館（大使館・領事館）」になります。

日本国内の観光地において、観光事業関係者の皆さんが外国人旅行者の避難誘導をサポートする時は、各国の「公館とつなぐ」ということが重要となりますので、本ガイドラインでも資料編に当該地域の公館リストを整理しています。

本ガイドラインでは、「安心して観光できる場所としてのブランド構築」を目指すために、「公館任せ」にせず、観光事業関係者の皆さんにおいて発災後初動時に「外国人旅行者が期待する、して欲しいこと」をとりまとめています。

臨時便（空路）の手配

帰国
調整
WG

◆実施主体

駐日大使館等

◆実施主体に係る資料

「災害時における外国人旅行者の安全・安心確保のための体制構築についてのガイドライン」抜粋（国土交通省中部運輸局（令和４年３月））

序章 本ガイドラインについて

序－１ 趣旨

５．本ガイドラインで対象とする「外国人旅行者」とは？

（１）外国人（旅行者）の身を守る主体とは？

・・・国民保護と観光地のおもてなし

外国人が海外において災害に遭遇した際に、国民の安全を保つのは「国の責務（国民保護）」であることから、外国人旅行者が災害時に避難行動を行う時の避難先・相談者は、「各国の公館（大使館・領事館）」になります。

日本国内の観光地において、観光事業関係者の皆さんが外国人旅行者の避難誘導をサポートする時は、各国の「公館とつなぐ」ということが重要となりますので、本ガイドラインでも資料編に当該地域の公館リストを整理しています。

本ガイドラインでは、「安心して観光できる場所としてのブランド構築」を目指すために、「公館任せ」にせず、観光事業関係者の皆さんにおいて発災後初動時に「外国人旅行者が期待する、して欲しいこと」をとりまとめています。

第6章 総合考察

1 考察

- ・ 過去の大規模災害の事例によると、外国人観光客を退避させる場合の主体は駐日大使館等であることがわかった。事例によっては自治体が帰国支援に携わっているケースもあるが、方法は確立されておらず、駐日大使館等と共通認識を持った上で、帰国支援の仕組みを検討していく必要がある。
- ・ なお、避難所における新たな情報共有プラットフォームの作成など、中長期的に考え得る最善策はあるが、直近での災害発生を想定して、対応し得る体制を整えるべきである。
- ・ そのため、早急に対応すべき事項と引き続き関係機関と調整すべき事項の2段階に分けてとりまとめを行う。

2 とりまとめ

【～R7】

(1) 都道府県での体制の構築

- ・ 被災県における一時滞在施設の選定
- ・ 被災県における市町村との避難所の運営や誘導・輸送に係る調整
- ・ 実施体制確立に向けた課題解決
- ・ 中央日本四県（新潟・山梨・長野・静岡）において外国人観光客の超広域避難について文書の取り交わし

(2) 国への要望・関係機関との協力体制の構築

◆内閣府

- ・ 指定避難所から避難情報の報告に用いる統一の報告エクセルの作成、報告方法の確立
- ・ 駐日大使館等との情報共有方法の確立

◆観光庁

- ・ Safety tips の機能強化（一時滞在施設情報の発信など）
- ・ Safety tips の普及促進

- ・ 都道府県と連携した宿泊施設に避難している外国人観光客の情報を効率的に集約する方法の検討

◆外務省

- ・ 【再掲】 駐日大使館等との情報共有方法の確立

◆市町村

- ・ 被災県における一時滞在施設までの輸送に関する協力体制の構築（市町村のみではマンパワーに不足があるため、県としてもバス・タクシー協会との協力関係に基づき輸送を支援）

◆バス・タクシー協会等、輸送関係団体

- ・ 外国人観光客の広域輸送に関する協力体制の構築・確認

◆輸送補助に関する協力団体（例：旅行会社、国際交流団体等）

- ・ 避難所から一時滞在施設への輸送、広域避難の輸送時における多言語対応や運転手の補助を行う人員派遣等の協体制の構築

【R8～】

◆内閣府

- ・ 指定避難所において入力した情報を県や国、駐日大使館等が瞬時に共有できるオープン化したプラットフォームの作成

◆観光庁

- ・ 【継続】 Safety tips の機能強化
- ・ 【継続】 Safety tips の普及促進

3 今後の取り組み

- ・ 本報告書には令和6年度の研究成果をとりまとめたが、継続して検討を必要とする項目もあるため、令和7年度においても、大規模災害時における外国人観光客の超広域避難に関する研究会を継続することとする。
- ・ 具体的には、被災県における一時滞在施設の選定や市町村との避難所の運営や誘導・輸送に係る調整など、実施体制の確立に向けて引き続き調査・研究を行っていく。